



公 告

一般競争入札（事後審査型）を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 28 日

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 石田 耕太郎



1 業務概要

(1) 業務名称	焼却灰リサイクル業務
(2) 業務場所	鳥取県倉吉市殿城 1637 番地 9 ほうきリサイクルセンター 及び受注者焼却灰再資源化処理工場等
(3) 履行期間	契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで ※焼却灰の引渡しは平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 29 日まで
(4) 業務概要	焼却灰の再資源化（予定数量 2,000[t]）
(5) 契約方法	単価契約（焼却灰 1 t 当たり）
(6) 予定価格	非公表

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

(1) 入札参加者の構成	<p>焼却灰リサイクル業務（以下「業務」という。）に係る一般競争入札（事後審査型）（以下「入札手続き」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、以下の要件を満たす単体企業又は共同企業体とする。</p> <p>ア 単体企業の要件 単体企業において一切の業務の実施が可能であること。 ※自ら業務を実施することとし、第三者への再委託、及び単体企業の名義をもって、他人に業務を行わせる行為を行ってはならない。</p> <p>イ 共同企業体の要件 業務を複数の企業により構成される共同企業体で実施しようとする者は、焼却灰リサイクル業務の共同企業体の資格に関する告示（平成 29 年 12 月 28 日鳥取中部ふるさと広域連合告示第 14 号）に示すところにより、共同企業体の資格について審査を受け、その資格を付与されていること。</p>
(2) 入札参加者の要件	<p>単体企業又は共同企業体を構成する企業等（以下「構成企業等」という。）は、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 公告の日から入札書提出日までのいずれの日においても、鳥取中部ふるさと広域連合入札等参加資格者資格停止措置要綱に基づく資格停止措置期間中の者でないこと。</p> <p>ウ 業務を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有している者であること。</p> <p>エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>オ 業務の主たる部分（焼却灰の運搬、再資源化及び再資源化の前段における中間処理）を実施する構成企業等は、以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を兼務することを可とする。</p> <p>(ア) 焼却灰の再資源化に当たる者の要件 A 平成 27 年 12 月 1 日鳥取中部ふるさと広域連合告示第 10 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）に</p>

	<p>係る契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)その審査申請手続等)に基づく役務([17]その他[4]焼却灰リサイクル)の入札参加資格を有する者であること。</p> <p>※ なお、上記参加資格を有していない者は、上記いずれかの告示に基づく申請を行い、平成30年1月31日までに当該区分に係る資格決定を受けた上で入札手続に参加すること。</p> <p>B 再資源化処理を行なおうとする施設について、廃掃法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の許可を受けていること。</p> <p>C 過去5年間において、一般廃棄物の焼却処理に伴い排出された焼却灰の再資源化業務の実績が1以上あること。</p> <p>(イ) 焼却灰の再資源化の前段における中間処理に当たる者の要件</p> <p>A 平成27年12月1日鳥取中部ふるさと広域連合告示第10号(物品等の売買、修理等及び役務の提供(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。)に係る契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)その審査申請手続等)に基づく役務([17]その他[4]焼却灰リサイクル) の入札参加資格を有する者であること。</p> <p>※ なお、上記参加資格を有していない者は、上記いずれかの告示に基づく申請を行い、平成30年1月31日までに当該区分に係る資格決定を受けた上で入札手続に参加すること。</p> <p>B 再資源化処理の前段における中間処理(不適物の除去等)を行なおうとする施設について、廃掃法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の許可を受けていること。</p> <p>C 過去5年間において、一般廃棄物の焼却処理に伴い排出された焼却灰の再資源化処理の前段における中間処理の実績が1以上あること。</p> <p>(ウ) 焼却灰の運搬に当たる者の要件</p> <p>A 平成27年12月1日鳥取中部ふるさと広域連合告示第10号(物品等の売買、修理等及び役務の提供(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。)に係る契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)その審査申請手続等)に基づく役務([15]役務[17]貨物運送、[15]役務[19]その他、[17]その他[7]その他のいずれか)の入札参加資格を有する者であること。</p> <p>※ なお、上記参加資格を有していない者は、上記いずれかの告示に基づく申請を行い、平成30年1月31日までに当該区分に係る資格決定を受けた上で入札手続に参加すること。</p> <p>B 焼却灰の運搬を的確に行うに足る知識及び技能等を有する者であること。</p> <p>C 焼却灰が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有する者であること。</p>
--	---

3 参加資格確認手続について

<p>(1) 資格審査申請書類の作成</p>	<p>入札参加者は、焼却灰リサイクル業務に係る入札手続実施要領(以下「実施要領」という。)に従い、資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)を作成すること。なお、実施要領及び申請書類の様式は、鳥取中部ふるさと広域連合ホームページでダウンロードできるほか、次のとおり交付する。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成29年12月28日(木)から平成30年1月31日(水) (鳥取中部ふる</p>
------------------------	---

	<p>さと広域連合の休日を定める条例(平成10年連合条例第3号)第2条に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所 〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下112(北栄町役場北条庁舎内) 鳥取中部ふるさと広域連合 環境福祉課</p>
(2) 申請書類の提出方法	申請書類は入札時に入札書と併せて提出すること。
(3) 参加資格審査に関する事項	<p>ア (2)により提出された申請書類については、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者(以下「落札候補者」という。)について、入札価格の低い順に、入札参加資格の審査を行う。</p> <p>なお、次の落札候補者については入札参加資格がないものとし、当該落札候補者の入札を無効とする。</p> <p>(ア) 2(1)及び(2)の要件を満たしていない者 (イ) 申請書類に不備がある者 (ウ) 公正な競争を阻害する恐れがあると認められた者</p> <p>イ 開札後の入札参加資格審査により、入札参加資格がないと認められた落札候補者には、その結果を通知するものとする。なお、この通知を受けた者は、通知日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面(様式自由)により、その理由の説明を求められることができるものとし、その回答については、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面により行う。</p>

4 入札手続きについて

(1)入札方法	紙入札(郵便による入札は認めない。)
(2)最低制限価格	なし
(3)低入札価格調査制度	なし
(4)入札回数	制限なし
(5)入札(開札)場所及び日時	<p>ア 入札(開札)場所 鳥取県東伯郡北栄町土下112番地(北栄町役場北条庁舎内) 鳥取中部ふるさと広域連合 第3会議室</p> <p>イ 入札(開札)日時 平成30年2月16日 午後1時30分～</p>
(6)落札者の決定及び結果の公表	<p>ア 落札候補者の決定 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、有効な入札をした者を、当該落札候補者として、落札決定を保留する。</p> <p>イ 落札者の決定 アの落札候補者について、3(3)の参加資格審査を行い、入札参加資格を認められた落札候補者を落札者とする。</p> <p>ウ 入札結果 入札結果は公表しない。</p>
(7)契約手続き	(6)イにより落札者(以下「受注者」という。)として決定した者と業務委託契約の手続きを行う。
(8)入札保証金	免除
(9)契約保証金	鳥取中部ふるさと広域連合財務規則第6条において準用する倉吉市財務規則第83条に定める額の契約保証金の納付を要する。ただし、同規則第84条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。
(10)契約書の作成	要
(11)前金払	なし

(12)部分払	支払方法については、鳥取中部ふるさと広域連合と受注者による協議によって決定するものとする。
(13)その他	入札参加者が1者であっても入札を執行する。

6 その他

(1)契約に関する書類等の閲覧場所及び期間 ア 鳥取中部ふるさと広域連合のホームページにおいて閲覧に供する。 (ア) 閲覧ページのURL http://www.chubu-furusato-tottori.jp/ (イ) 閲覧期間 平成29年12月28日(木) から 平成30年1月31日(水)まで イ ホームページの閲覧が困難な場合、直接閲覧することができる。 (ア) 閲覧場所 鳥取県東伯郡北栄町土下112番地(北栄町役場北条庁舎内) 鳥取中部ふるさと広域連合 環境福祉課 (イ) 閲覧期間 平成29年12月28日(木) から 平成30年1月31日(水)までの日の午前9時から午後5時まで(休日を除く。) (注1) 直接閲覧する場合は、事前に入札担当課に問い合わせの上、入札担当課の指示に従い閲覧すること。 (注2) 閲覧図書の貸出、コピー販売等は行わない。
(2)入札手続き、業務内容に関する説明会等は行わないが、次の方法により現場の閲覧を行うことができる。 ア 閲覧場所 鳥取県倉吉市巖城1637番地9 ほうきりサイクルセンター イ 閲覧期間 平成29年12月28日(木) から 平成30年1月31日(水)までの(休日を除く。) 午前9時から午後5時まで ウ その他 (ア) 現場の閲覧を希望する者は、事前担当課へファクシミリ又は電子メールにより問い合わせ、その指示に従うこと。 (イ) 現場の閲覧を希望する場合、施設の運営に支障をきたすことがないように十分配慮し、閲覧すること。 (ウ) 閲覧により生じた事故・トラブル等は閲覧した者がすべての責任を負うこと。
(3)申請書類、入札書及び本手続きに係るすべての書類に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書類、入札書等を無効とし、鳥取中部ふるさと広域連合入札等参加資格者資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を行うことがある。
(4)提出された申請書類、入札書等は、返却しないものとする。ただし、記載された内容は無断では使用しない。
(5)申請書類、入札書等の受理後の差し替え、追加、削除及び訂正等は、原則として認めない。
(6)申請書類、入札等の作成、提出に関する移動経費等、入札手続きに参加するための一切の費用等は、入札参加者の負担とする。
(7)質問等 入札手続きに関する質問がある場合は、入札担当課に質問書を提出すること。 ア 受付期間 平成30年2月6日(火)午後5時まで(休日を除く。) ※ 期間内に到達したものに限り受け付ける。 イ 提出方法 FAX又は電子メールに限る。 ウ 質問に対する回答の閲覧 原則として鳥取中部ふるさと広域連合のホームページにおいて閲覧に供する。 (ア) 閲覧ページ及び閲覧期間 (1)アによる。 (イ) ホームページの閲覧が困難な場合 (1)イによる。
(8)その他 ア 本手続き実施に当たり必要な事項が生じた場合には、対象となる入札参加者に別途通知する。

イ その他、この公告に定めのない事項は、実施要領及び質問回答による。

(9) 問い合わせ先

〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下 112 番地 (北栄町役場北条庁舎内)

鳥取中部ふるさと広域連合 環境福祉課

電話 : 0858-36-1022 F A X : 0858-36-1016

電子メール : kankyo@tottori-chubu.jp

